

VI おわりに——バラエティーに新しい力と魅力を

バラエティーは報道やドラマとちがい、不定型こそが特徴の番組スタイルである。その自由さの内には、放送というメディアに課せられた枠それ自体を揺さぶり、ときには突き破ることによって、人々の心を解放し、四方八方に広がる共振と共鳴を生み、より自由な公共空間と社会を作り出していくという働きが潜んでいる。

このようなバラエティーの特性と、放送法あるいは放送倫理による表現の規制との関係をどう考えるべきかについて述べたのが本意見書である。

*

表現の自由は憲法21条が保障するところであるが、そこにはそれぞれの表現の媒体に応じた内在的な制約がある。

テレビ放送の場合、一般的には、一定の電波を独占することがとくに許されて初めて実現する表現媒体であること、視聴者の生活空間にじかに届いて視聴者の感受性に直接訴えるために非常に大きな影響力を持つこと等を理由に、放送法による表現内容の規制が行われると説明されている。

放送法3条の2は、①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実をまげないですること、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、と規定する。

しかし、これらの規定は抽象的で、多分に曖昧でもあるから、実際の番組制作に当たってはより実践的な指針がなければ、いたずらに萎縮した「安全な」表現のみが放送される結果に陥るおそれがある。それでは視聴者に画一的で硬直した表現のみが伝達されることになり、公共性は痩せ細り、社会の自由が失われ、多様な思想と表現の交換によって成り立つ民主主義が形骸化することにすらなりかねない。

とはいえ、詳細で具体的な放送基準を国家が定めることを認めるのでは、表現の自由の保障自体が危うくなる。したがって実践的な指針は、表現する側が自主的に定めることが肝要であることは言うまでもない。

この基準が、「放送倫理」と総称される放送事業者の自主基準である。そのおおもとは民放連とNHKが定めた「放送倫理基本綱領」があり、NHKと民放連は、それぞれさらに具体的な「番組基準」「放送基準」を定めている。

委員会は、この放送倫理に照らして番組の内容に問題がないかを検証する第三者機関であるが、バラエティー番組の場合、放送倫理として放送表現に課せられた枠組みを四角四面に適用したのでは、バラエティーという表現形態の持つ特性それ自体を殺してしまう役割を委員会が演じることになりかねない。

私たちは、バラエティー制作に精魂を込める制作者たちが登場し、新しい力と魅力にあふれたバラエティーをたくさん見せてくれる日を待っている。

